

写

25消安第5476号
平成26年2月19日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

欧州諸国におけるアフリカ豚コレラ等の発生について

アフリカ豚コレラに係る防疫対策については、これまで、アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水産大臣公表）、「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成25年12月11日付け25消安第4271号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）等により飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、畜産関係者等への注意喚起の徹底等の確実な実施をお願いしてきたところです。

さて、昨日（2月18日）、ポーランド政府は、同国の野生いのししにおいてアフリカ豚コレラが発生した旨の発表を行いました。本病は、2007年にグルジアで発生して以降、アゼルバイジャン、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ等の周辺諸国に拡がり、さらには本年1月にリトアニアにおいても野生いのししで発生が確認されていることから、今後も欧州諸国において本病の発生が拡大することが懸念されています。また、ロシアにおいては、本年2月に口蹄疫0型及びA型の発生も確認されています。

昨今、国際的な人・物の往来が増加しており、アフリカ豚コレラ等が我が国に侵入する可能性は、これまで以上に高まっています。つきましては、畜産関係者に対し、引き続き、強化通知の記の3に基づく海外渡航の自粛等及び飼養衛生管理基準の遵守等について指導を徹底していただくようお願いいたします。また、アフリカ豚コレラの発生地域で生産された畜産物に由来する食品残さはアフリカ豚コレラウイルスの侵入要因になり得ることから、畜産物を含む食品残さを給与している豚及びいのししの所有者に対しては、改めて、当該食品残さについて加熱等の適切な処理を行うよう指導していただくようお願いいたします。

なお、今後も海外におけるアフリカ豚コレラや口蹄疫等家畜伝染病の発生状況等の必要な情報を当省ホームページ等を通じて積極的に公表してまいりますので、防疫体制の更なる充実のために、御活用ください。

<農林水産省ホームページ：アフリカ豚コレラに関する情報>

URL：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>

<農林水産省ホームページ：口蹄疫に関する情報>

URL：http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html